



受講費用の補助を行っています！

～介護職員初任者研修 編～

いま、介護サービスのニーズがより一層高まっています。

袖ヶ浦市は介護に興味のある方、介護に携わりたい方など、志ある人を応援します！

※予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

補助の対象者

初任者研修を修了し、
現在、市内の介護サービス事業所等
で就労中の方

*詳細は裏面の図をご確認ください

補助の条件

- ・市町村税(住所地)の滞納がないこと
- ・補助の対象となる経費の支払を完了していること
- ・初任者研修にかかる経費について、他の補助を受けていないこと

補助の対象となる経費

初任者研修の受講にかかる費用

- (1)研修に要する受講料
- (2)研修の実施機関が指定した教材の費用

※交通費等は補助の対象外です

★申請には領収書が必要です★

補助の内容

補助の対象となる経費の
50%に相当する額(上限 5 万円)

市HPこちらがウ!!



袖ヶ浦市 介護保険課

受講費用の補助事業の流れ

① 受講する

介護職員初任者研修を受講し、修了します。
受講料はいったん自分でご負担ください。

② 就労する

市内の介護サービス事業所等で
3カ月以上継続して勤務します。

③ 申請する

市に以下の書類を提出します。

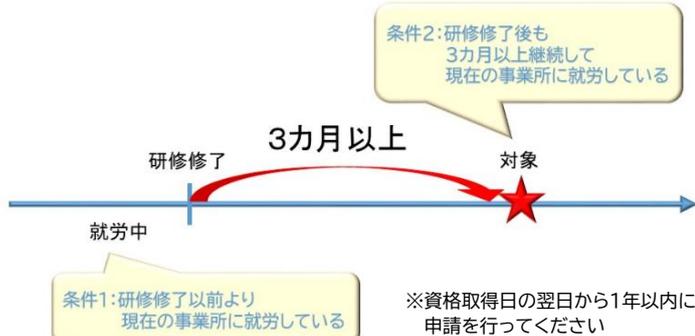
- ① 交付申請書
- ② 初任者研修を修了したことを証する書類の写し
- ③ 就業証明書
- ④ 補助の対象となる経費にかかる領収書の写し
- ⑤ 市町村税の滞納がないことを証する書類（納税証明書等）

→市は書類を審査し、交付を決定します。

④ 請求する

交付決定通知書が届いたら、
市に交付請求書を提出します。

◇市内介護事業所に就労している方



対象条件を
しっかり確認 gau!!



県 HP



お問い合わせ

袖ヶ浦市介護保険課 管理班

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL:0438-62-3158

MAIL:sode73@city.sodegaura.chiba.jp

◇これから市内介護事業所に就労しようとしている方

※資格取得日の翌日から1年以内に申請を行ってください

